

## 受講契約書（受講契約の内容を明らかにする書面）

ヒューマンアカデミー株式会社（以下甲という）と入学申込者（以下乙という）は本下記内容の受講契約を締結致します。

### 第1条（乙が受講生となりうる条件）

- (1) 本校の案内書類等に記載されている講座受講によりその技術修得と研修を目的としている方。
- (2) 他の受講生および甲の関係者に伝染するおそれのある法定伝染病等の疾病を持っていない方。
- (3) 本校の授業は特に指定された講座以外は日本語による授業です。従って日本語による授業を理解できる方。
- (4) 20歳未満の方は保護者の同意書が必要になります。

### 第2条（講座内容）

甲は、乙に対しベットの技術習得・資格取得のための「トリミングプロフェッショナル講座（実技研修付）」、「トリミング講座（実技研修付）」を実施するものと致します。

### 第3条（契約の成立）

本契約は「たのまな」サイト（<http://www.tanomana.com>）に所定の事項を入力して、甲にその受講を申し込み、甲がこれを承諾したときに成立するものとします。

### 第4条（受講形態・方法）

本講座は通学講座と通信講座を併せたものになっております。

#### (1) 通学講座部分

実技研修は初回の見学时に講師と相談の上、時間割を決定し、実技研修所の講師の指導によって行われますので、乙は必ず所定の研修先と時間に、研修を受けるようにしてください。

#### (2) 通信講座部分

甲から送付されたテキストや教材等を用いて、乙は本講座を受講します。ただし、課題提出は甲の指定する期限があります。

### 第5条（受講契約期間）

講座により時間・曜日が異なりますので事前にカリキュラム等をご確認ください。

### 第6条（入学金・受講料）

入学金：なし

受講料：155,000円（税込）～360,350円（税込）

※受講料のうち実技研修の内訳は60,000円（税込）となります。

※その他具体的な金額・内訳については、「たのまな」サイトに記載

その他

※ライセンス取得費用等が必要となります。

### 第7条（受講料のお支払い方法）

受講料のお支払いの方法は「たのまな」サイトで指定いたします。

### 第8条（定員）

講座は定員になり次第締め切りとさせていただきます。

※「当該講座開講最少定員」に満たない場合は開講を延期あるいは中止とさせていただきますので、予めご注意ください。

### 第9条（中途解約）

受講申込書を受領した日から起算して8日を経過した後（契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は威迫したことにより困惑し契約の解除を行わなかった場合には再度、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過した後）、将来に向かつての契約の解除が可能です。

解約は、乙が書面等により申し出るものとし、甲がその書面等を受領した日を解約日とします。

### 第10条（中途解約精算）

前条の定めに従って中途解約された場合の負担費用について。

#### (1) 通学講座部分

##### (a) 【受講開始前】の契約解除の場合

・15,000円（内訳：開講準備費 3,000円・受講証発行費 3,000円、コンピュータ登録・管理費 5,000円、契約書類管理費 4,000円）

※1つの契約に複数の講座がある場合（セット講座）、受講開始前とは、いずれの講座の受講も始まっていない場合をさします。

##### (b) 【受講開始後】の契約解除の場合

・15,000円（内訳：開講準備費 3,000円・受講証発行費 3,000円、コンピュータ登録・管理費 5,000円、契約書類管理費 4,000円）

### 下記の内容を十分にご確認ください。

- ・既に受講された講座の回数分の受講料等  
※既に受講された回数分の受講料等の算出方法：  
(講座の受講料総額÷講座回数)×既受講回数とし受講講座ごとに算出しその総計とする。  
※欠席された回数分は既受講とみなします。
  - ・未消化講座と既に受講された講座の未受講回数分の受講料等の20%または50,000円のいずれか少ないほうの費用。  
※上記未受講回数分の受講料等とは、お申し込み時にお支払いいただいた受講料等から既に受講された講座の既受講回数分の受講料等を差し引いたものです。
  - (2) 受講料を「学費ローン」で納められている場合  
甲乙間の精算合意書（負担していただく費用については(1)と同様）に基づき、乙と信販会社（以下丙という）との間のクレジット契約に従って精算するものとします。なお、丙に対するクレジット契約締結日から精算日までの立替期間に応じた分割手数料が必要な場合があります。また、学費ローンご利用中の場合は、ご利用の学費ローン各社の規定に基づく解約手数料を別途ご負担いただきます。
  - (3) 通信講座部分  
お申し込み後、返品をご希望の場合は、梱包された全ての商品が未開封の場合に限り、商品到着後8日間以内に当校到着（いずれも到着日を含む）でご返送ください。当該返品が認められる場合において、返送に要する費用はお客様負担とさせていただきます。
  - (4) 精算は速やかに行い、甲が受講者から領収している金額のうち受講者に返還する金額がある場合には速やかに返還するものとします。
- 第11条（抗弁権の接続）  
乙は受講契約に関して、丙のクレジットを利用している時には、甲との間で生じている事由をもって、丙に対して問題が解決するまでの間、支払いを停止することができます。
- 第12条（前受金の保全処遇）  
甲の資産から分離した形態での保全は、されていませんが、甲の流動資産、固定資産として安全を期する形で管理がされています。決算上も未受講の受講料については全額社内内で前受金として処理しております。
- 第13条（個人情報の取り扱いについて）  
「たのまな」サイトに記します。
- 第14条（附則）  
(1) 本契約書に定める事項について疑義が生じた場合、その他契約に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。  
(2) 本契約書に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

### 【受講料及びテキスト等の教材についてクーリング・オフに関する事項】

1. 受講申込書を受領した日から8日を経過するまでの間は、乙は甲に書面を通知することによって、受講料及びテキスト等の教材についての契約を解除することができます。尚、通信講座部分につきましては、第10条(3)に基づきます。
2. 契約の解除に関する事実につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は威迫したことにより困惑し契約の解除を行わなかった場合には再度、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領し、説明を受けた日から起算して8日間は書面により解除を行なうことができます。
3. 1又は2に基づく本契約の解除に関する通知は、乙が書面を発送した時にその効力が生じるものとし、その契約解除に伴う損害賠償、違約金の支払いを請求致しません。
4. 乙が講義を受講された場合でも金銭の支払い請求を致しません。
5. 甲が既に本契約に係る代金を受領している場合は、速やかにその全額をお返し致します。
6. テキスト等の教材の返送料は甲の負担とします。
7. 本契約とは別に乙が個人で使用消耗品や個人の意思で購入する参考書・ハードウェア・ソフトウェア等は返金の対象外となります。

### 【受講上のご案内・ご注意】

#### 1. 定員

講座は定員になり次第締め切りとさせていただきます。  
※最小定員に満たない場合は開講を延期あるいは中止とさせていただきますので、予めご注意ください。

2. 出席確認・休講・各種届出・連絡事項や施設利用については、別紙「受講のきまり」に基づきます。

3. (不可抗力又は甲都合による休講) 天候や交通事情により休講になる場合がございます。また、甲都合および講師の事故・体調不良・都合等により休講又は担当講師が変更になる場合がございます。休講の場合、原則として振替補講を実施します。ただし振替補講の都合上、休講した講義の曜日・時間と異なる場合がありますのでご了承ください。

4. 動物取扱業の登録についての詳細は、別紙「受講の決まり」に基づきます。

5. 本講座は株式会社日本畜犬大学の責任の下開催されます。  
本講座に関しての苦情、問い合わせ、実技研修先でのトラブル、代替物への交換・補修等が発生した場合は、株式会社日本畜犬大学が対応いたします。

契約内容について確認しました。

平成 年 月 日

申込者氏名：

印